



令和2年5月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者



6月の「もっけん」たより

お知らせ

◎ 算定基礎届事務に関するお知らせ

算定基礎届提出に関するご案内及び届出書類につきましては、6月19日（金）に納入告知書と一緒に発送予定です。なお、発送前に届出書類が必要な事業所様におかれましては、準備が整い次第、お渡しいたしますので、当健康保険組合までご連絡ください。（6月11日（木）以降にはお渡しできる予定です）

保健事業

◎ 「長島リゾート」の利用補助券についてのご案内



長島リゾート（通年）の利用補助券を希望者の方へ配付しております。
利用補助券についてのご案内および申込書につきましては、2月20日に事業所様宛へ発送しておりますが、当健保組合ホームページ（<https://www.mokuzai-kenpo.or.jp>）のトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、ご覧ください。

◎ 「潮干狩り」の利用補助券についてのご案内



矢梨潮干狩場（知多郡美浜町）で行われる潮干狩りの利用補助を実施いたします。利用期間につきましては、令和2年6月25日（木）までとなっております。
（利用補助は一人につき1回限り・利用補助券がなくなりしだい終了となります）
潮干狩りについてのご案内は、当健保組合ホームページのトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

◎ 人間ドック費用の一部補助についてのご案内

当健康保険組合では、人間ドック費用の一部補助を償還払い方式により実施しております。
補助の対象は、当健康保険組合が定める検査項目を受検された20歳以上の被保険者の方及び40歳以上の被扶養配偶者の方となります。
受けていただく人間ドックの検査項目につきましては、誠にお手数ですが、当健康保険組合ホームページ（トップページ>健康づくりに>病気の予防>人間ドック費用補助）にてご確認ください。

なお、当健康保険組合と契約している健診機関にて人間ドックを受けた場合の健診費用は、当健康保険組合の一部補助を差し引いた額を健診機関の窓口でお支払いいただくため、補助金の申請は不要となります。その際、保険証を健診機関の窓口でご提示ください。

詳細については、ホームページ（<https://www.mokuzai-kenpo.or.jp>）をご覧ください。

■ 柔道整復師（接骨院・整骨院）の正しいかかり方

接骨院や整骨院は皆様の身近にあり、いつでも気軽に利用できます。しかし、病院や診療所と違って、柔道整復師は医師の資格ではありませんので、接骨院や整骨院で健康保険が使える症状は限られています。皆様の大切な保険料を有効に活用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 接骨院や整骨院で健康保険証が使える場合

- ・外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れなど）
- ・骨折、脱臼（応急手当は医師の同意不要、応急手当後の施術には医師の同意が必要）

× 接骨院や整骨院で健康保険証が使えず、全額自己負担となる場合

- ・単なる疲れ、肩こりなどに対する施術
- ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・腰痛、神経痛、リウマチ、関節炎など疾病からくる痛みや凝り
- ・打撲、捻挫が治った後の、漠然とした施術やマッサージ代わりの利用



接骨院や整骨院で健康保険証を使うときに気をつけること

- ・負傷原因を正確に伝えましょう
- ・「療養費支給申請書」への署名・捺印は必ず自分でしましょう
- ・領収書を必ずもらい、医療費通知で確認を
- ・施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう

施術内容について当健保組合からお尋ねすることがあります

名古屋木材健康保険組合では、医療費適正化の一環として、接骨院・整骨院から請求される「療養費支給申請書」の施術内容について、点検機関「**ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター**」に業務委託し、施術を受けられた方に施術経過等を照会確認させていただいております。施術に係る療養費の請求について「一部の柔道整復師による不適切な請求」が増え、施術内容と申請内容が適正であるかを確認するため、点検機関から照会があった際にはご回答いただきますようご協力をお願い申し上げます。

保健師より

当健康保険組合では、保健師による特定保健指導及び健康相談を行っています。（無料）希望される事業所の方は、当健康保険組合までご連絡ください。